

答 申 (案)

会津若松市は、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言するとともに、将来の人口減少社会を見据え持続可能なごみ処理体制の構築に向けて、施設規模の見直しなどを行い、令和8年3月までに、燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トンまで減量することを目標に、様々なごみ減量施策を行ってまいりました。

特に、令和6年5月20日からの「ごみ緊急事態宣言」における取組では、9月から11月までの3か月間の燃やせるごみ排出量を前年比12%以上削減することを目標に、市民・事業者の皆様と危機意識を共有しながら、ごみの分別と減量に取り組むことができました。

結果としては目標達成に至りませんでしたでしたが、当審議会は、燃やせるごみが6.1%も削減されたことを評価するとともに、市民・事業者の方々に敬意を表する次第です。

市では、ごみの分別と減量を全ての市民の皆様による継続的な取組とするために、令和8年4月から「家庭ごみ処理有料化」を導入することが必要と判断し、「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」について、当審議会に諮問をされました。

当審議会においては、これまでの市のごみ減量の取組、本市での家庭ごみ処理有料化の導入目的と期待する効果、有料化により本市が目指す将来像、全国の家庭ごみ処理有料化先行自治体の状況、有識者の意見、パブリックコメントやタウンミーティングでの市民意見など、様々な視点から慎重に審議を行ってまいりました。

審議の結果、

1. 家庭ごみ処理有料化の導入について、目的と期待する効果、それにより実現を目指す市の将来像が明確であること、
2. 家庭ごみ処理有料化導入後のごみ排出方法やごみ処理手数料の負担方法などの制度が分かりやすく、公平であること、
3. ごみ処理手数料が、ごみの分別と減量の動機づけとなることが期待できる水準に設定されていること、
4. 有料化から除外するごみの設定やごみ処理手数料の減免により、子育てや障がいのある方・高齢者への福祉、市民協働によるまちづくり、経済的弱者などへの配慮が適切になされていること、

などから評価するものでありますが、以下の視点を追加した上で「家庭ごみ処理有料化実施方針」を策定すべきと考えます。

1. 家庭ごみ処理有料化が導入されるまでの間のごみの分別と減量が重要になることから、ごみ緊急事態宣言で得られた市民・事業者の皆様との危機意識の共有とごみ減量の集中的な取組を継続するために、ごみ削減状況の見える化をはじめ、キエーロによる生ごみ減量、資源物の分別徹底などを位置づけること。

2. 燃やせるごみ・燃やせないごみの指定ごみ袋について、単身世帯への配慮や更なるごみ減量を推進するため、5リットルの大きさを加えること。
3. ごみ処理手数料の減免について、燃やせるごみへの燃やせないごみの混入を避けるため、燃やせるごみ指定袋だけでなく、燃やせないごみ指定袋を加えること。
4. 制度開始当初から、ごみステーションへの指定ごみ袋を使わない不適正排出が生じないように、全ての住民が排出方法を理解した状態となる実効性のある対策を事前に講じること。

今後、市におかれましては、答申を踏まえて「家庭ごみ処理有料化実施方針」を策定され、家庭ごみ処理有料化を含めたごみ減量施策の充実を図るとともに、強い責任感と決意を持って着実に実行することで、未来を担う子どもたちに、より良い生活環境を引き継いでいくことを切に願います。

【附帯意見】

「家庭ごみ処理有料化実施方針」の策定と制度の導入にあたって、以下の意見を付しますので、十分配慮されるようお願いいたします。

1. 家庭ごみ処理有料化導入後においても、当該制度のみに頼ることなく様々なごみ減量施策を併用することで、家庭ごみ処理有料化との相乗効果により、更なるごみの分別と減量を図ること。
2. 家庭ごみ処理有料化の効果を発揮するためには、市民の皆様が、必要性や目的、具体的にごみ排出方法を正しく理解することが重要であることから、分かりやすく丁寧できめ細かな周知啓発を行うこと。
3. 家庭ごみ処理有料化の導入による不法投棄、ポイ捨て、指定ごみ袋等を使わない排出、店舗等への家庭ごみ持ち込みなどへの不安があることから、町内会や事業者の意見を聞きながら、有効な対策を図ること。
4. ごみ処理手数料の負担軽減や、ごみの分別と減量を推進するため、新たな分別収集の実施や民間との連携等により、再資源化の品目や機会の拡充に取り組むこと。